追　録

平成26年８月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　　目	８　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−10,826	−12,871	−10,518
（対前年同月比）	（　2.9）	（　14.3）	（　19.5）
貿易収支	−8,318	−8,281	−7,426
（対前年同月比）	（　12.0）	（　4.8）	（　44.3）
輸出	56,492	62,474	55,955
（対前年同月比）	（　1.0）	（　8.0）	（　14.4）
輸入	64,809	70,755	63,381
（対前年同月比）	（　2.3）	（　7.6）	（　17.2）
サービス収支	−2,508	−4,590	−3,093
（対前年同月比）	（−18.9）	（　36.8）	（−15.5）
第一次所得収支	15,199	18,531	12,608
（対前年同月比）	（　20.6）	（　2.8）	（　−9.4）
第二次所得収支	−1,503	−1,493	−519
（対前年同月比）	（　189.7）	（　95.2）	（−22.4）
経常収支	2,871	4,167	1,571
（対前年同月比）	（　82.7）	（−30.6）	（−64.7）
資本移転等収支	−114	−496	−216
直接投資	6,295	8,628	5,197
証券投資	15,234	−22,721	2,925
金融派生商品	272	1,972	−1,209
その他投資	−16,748	15,732	−7,829
外貨準備	1,738	852	6,760
金融収支	6,790	4,463	5,843
誤差脱漏	4,034	792	4,488

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

平成26年４～６月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　　目	４　月	５　月	６　月	４～６月
貿易・サービス収支	−14,174	−7,388	−7,638	−29,200
（対前年同月〈期〉比）	（　15.3）	（−11.9）	（　235.2）	（　27.2）
貿易収支	−7,847	−6,930	−5,453	−20,230
（対前年同月〈期〉比）	（　10.8）	（−14.8）	（　—）	（　34.4）
輸出	59,812	57,129	61,079	178,020
（対前年同月〈期〉比）	（　6.2）	（　1.9）	（　4.3）	（　4.1）
輸入	67,659	64,059	66,532	198,250
（対前年同月〈期〉比）	（　6.7）	（−0.3）	（　13.9）	（　6.6）
サービス収支	−6,327	−458	−2,186	−8,970
（対前年同月〈期〉比）	（　21.3）	（　86.9）	（−10.6）	（　13.5）
第一次所得収支	18,366	14,584	4,454	37,404
（対前年同月〈期〉比）	（−13.4）	（−4.5）	（−33.7）	（−13.4）
第二次所得収支	−2,054	−2,084	−494	−4,632
（対前年同月〈期〉比）	（　91.5）	（　70.1）	（−25.0）	（　56.6）
経常収支	2,138	5,112	−3,679	3,571
（対前年同月〈期〉比）	（−72.7）	（−9.8）	（　—）	（−79.3）
資本移転等収支	−89	−150	−151	−390
直接投資	21,731	7,043	4,447	33,222
証券投資	−24,480	−1,539	51,902	25,883
金融派生商品	−1,575	1,189	3,202	2,816
その他投資	3,892	3,155	−48,263	−41,216
外貨準備	−167	13	−1,641	−1,795
金融収支	−600	9,862	9,646	18,909
誤差脱漏	−2,649	4,900	13,476	15,727

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年10月20日　　盛岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成26年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年10月20日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成21年10月頃から平成24年10月頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
川田英枝が、共犯者と共謀の上、種々の業者名及び偽名（後記４⑴を参照）を使用し、業として金銭の貸付けを行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（後記４⑶参照）。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した貸金業者名等
ア　貸金業者名
ＣＯコーポレーション、ムサカ、アサヒヤ、センターヒル
イ　主な偽名
マエカワ、マツダ、コンノ、アイカワ、セキ、アカイ、センダ
⑵　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行等口座（五十音順）

銀行等（支店）名	名義人	口座番号（記号番号）
イオン銀行アクアマリン支店	伊藤　トヨ	1962550
イオン銀行アメシスト支店	伊藤　京子	2013780
イオン銀行エメラルド支店	桒山　徹	2203632